

平成11年 沖縄の自己破産

# 全国一の多重債務者多発県に！

司法統計と破産調査から

沖縄県司法書士会

# も く じ

1、発刊にあたり	1
2、緊急調査報告	7
3、調査結果表	8
4、参考資料	
1) 平成10年司法統計年報から	29
2) 県下の貸金業者数等	34
3) 法律、ガイドラインの規定	37
4) 新聞報道から	41

## 発刊にあたり

平成11年10月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会が、県下の自己破産者の実態を調査し、県民各位に警鐘を発してから5年余が経過しました。当会は、全国に輪をかけた沖縄県下の多重債務者の激増に対応するため、会員研修を強化して法的対処を広げる努力をしてきました。さらには、司法書士県民法律相談センターを拡充したり、市町村の相談窓口には会員を相談員として派遣して市民の相談に応える態勢を取ってきました。高校卒業者等を対象にした講演会も勢力的に取り組んできました。去年は、離島を含め全県下で多重債務問題の解決をめざす講演と相談会も実施してきました。

こうした努力にも関わらず、県下の多重債務者の激増傾向は留まるところを知らないかのように続いています。本年発表された司法統計年表によると、沖縄は全国第一位の多重債務者多発県になっています。

### 全国一位の多重債務者県＝司法統計から

本年9月、最高裁判所から平成10年の司法統計年表が発行されました。統計資料の抜粋を末尾(30ページ)に紹介してありますが、これによると沖縄は全国一位の多重債務者多発県になっています。破産、調停、支払督促という多重債務者に関連する裁判事件の指標を概略で紹介します。次のような特徴が指摘できます。

1、平成10年の自己破産者(会社関係を除く)は、沖縄は1458件

で人口1万人比で全国9位です。沖縄は、全国でも破産の少ない県と言われてきましたが、平成4年頃から全国を上回る増加を続け、平成6年からは全国平均率を大きく上回っています。去年は全国より少々増加率ですが、県下では債務弁済調停事件が急増している事の反映と思われる。

2、平成10年の貸金業関係調停事件は、沖縄では12070件に及んでいます。実数でも東京や大阪等の大都市圏をうわまわり、北海道や福岡に次いで全国3位です。人口1万人比で93件で全国1位であり、全国平均の7倍以上にもなります。破産手続きに至る前に債務問題を解決することを目指す県民が増えている事を示しています。また、当会会員が調停事件に勢力的に取り組んだ反映でもあります。

3、一方、平成10年の支払督促事件は、沖縄では10318件で人口1万人比で97件で全国3位です。破産や調停は債務者が問題の解決を求めて裁判所に駆け込むのと对象的に、支払督促は債権者（貸金業者等）が裁判所に訴える手続きです。如何に多くの県民がサラ金業者等により訴えられているかに驚かされます。支払督促は、2週間以内に異議を申立てないと判決と同様な効果となり、債務者は強制執行を受けることとなります。

4、最高裁から発表された破産、調停、支払督促の3つの指標を元に、去年1年間に裁判手続きに関与した多重債務者の実数を推計してみました。破産手続きは一人1件です。調停手続きは、一人の債務者が約6件の業者と調停したと仮定します。（平成8年の調査では平均調停件数は約5、6件です）。支払督促は調査の資料がありませんので実務経験上の推計で債務者あたり1、5件と仮定します。こうして計算すると、沖縄では合計10348名の債務者が去年1年間で借金問題に関して裁判所に駆け込み（呼び出された）こととなります。人

口1万人比では80名となり、全国第1位です。つまり、裁判所に関与した多重債務数で、沖縄は全国第一位の多重債務者県になっていることが明らかになっています。

5、上記の推計人数からすると、沖縄では3400名余の県民が破産や調停での法的救済を求める一方で、6800名余(2倍)の県民が簡易裁判所の支払督促を受けていることが分かります。そして、同年の簡易裁判所の貸金・信販関係通常訴訟は2160件ですので、殆どの債務者が異義を述べることもなく一方的に敗訴しています。支払督促の実態は、未だ法的救済に行き着いてない多重債務者が相当数いることを示しています。県下の法律実務家の対応が遅れている分野であることが指摘できます。

## 本年の破産実態調査＝363件

当会は、平成6年から沖縄の新規破産申立者の実態調査を続けてきました。激増を続ける多重債務者問題への県民各層の理解を広げるためにも、多重債務状況に陥った方々の実態を知って頂くことが重要です。

しかし、この調査は、申立書を受理した裁判所が行う他はなかなか困難です。裁判所の調査でも、債務者から時間をかけて聴取できる訳ではありません。ですから、債務者と面談し破産宣告申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性をもってると確信します。

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の破産申立件数が767件で、調査に回答した件数が363件ですので、総件数の47%の調査結果となり、これまで最高の調査実数になっています。回答を寄せてくれた会員も全県各地に及んでいます。それだけに、これまで以上に県下の破産申立者の

実情を正しく反映する調査内容であり、全県下の傾向を正しく反映していると確信するものです。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（7ページ～）に譲りますが、いくつかの問題について指摘しておきます。

- 1、今や、県民の生活や営業が非常な危機に陥っていると考えられることです。必要な行政の施策が強く求められています。

全国一の多重債務者県＝沖縄との指摘に心を傷めない県民はいないことと思います。多重債務問題の激増の背景には、県民生活と営業の危機的状況があると指摘せざるを得ません。長引く不況を反映し、職場を失い生活がなり立たなくなったり、営業を閉めざるを得ないで多重債務に陥った債務者がほとんどです。借金の目的に「生活費の補填」をあげた債務者がこれまでの最多で9割を越えています。社会的、経済的な弱者で多重債務が急速に広がっていることも見逃せません。本人や家族の病気が多重債務の原因の一つとする者も4割を越えています。県民が安心して生活でき、営業できる施策が求められます。

- 2、こうした県民生活の困苦に便乗してサラ金業者等が営業を拡大し、多重債務者を激増させている事を指摘せざるを得ません。

生活や営業の困苦に陥った県民の前に洪水のようにサラ金業者等の宣伝広告が氾濫しています。資料（34ページ）でも明らかなおり、サラ金業者等の営業は急速に拡大しています。どんな営業でも年利40%の利益をあげるのは無理であり、消費のために年利30%前後の借金をしては生活が成り立たないのも明らかです。こうした必然的に生活や営業を破綻させる高利金融の営業や宣伝広告が放置されていることに疑問を呈しないわけにはいきません。しかも、調査結果でも明らかのように弁済資力の弱い者への過剰融資が横行しているのです。

### 3、早急な出資法金利（罰則付き規制金利）の引下げが求められます。

現在の出資法では、年利40、004%までは処罰の対象になっていません。これを奇禍とし利息制限法違反の高金利営業が横行しているのです。多重債務の解決には高金利の規制が何よりも必要です。日本司法書士会連合会は、本年度の定期総会において多重債務者の激増を問題として、「出資法金利を早急に引き下げること」を求める決議を全会一致で可決しました。日本弁護士会連合会でも本年5月の総会で同様な決議がなされ、国民生活センターでも本年6月の「多重債務問題に関する調査報告書」で高金利是正のための法改正を要請しています。

当会としては、現行法制下でも、利息に関する基本法である利息制限法の厳格な適用を求めて債務弁済調停手続きを推進しています。一部サラ金業者の取引経過開示請求への非協力を改善するため、本月、大蔵大臣に対して行政指導を求める要望書を提出しました。

### 4、若年者への消費者教育は特別に重要です。

本年の調査で、特に若年者の実態について調査しました。若年者が特に問題という訳ではありません。当会が行っている高校、大学、専門学校等での消費者教育を推進する立場からの調査です。調査の結果、若年者でのクレジットカードの利用、保証人や名義貸しの問題が明らかになっています。さらに、沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会の調査ですが、サラ金業者からの最初の借入年代が10代、20代で50%を越えている事も明らかになりました。若年者を対象とした悪徳商法が横行している事も考えあわせると、若年者への消費者教育の徹底が強く求められている事が分かります。全ての高校卒業者等を対象にした社会にでる前の消費者教育を徹底すること、全員に対してクレジット・サラ金の危険性を啓発する小冊子を配付する等の事業を実施すべき時期にきていることを主張せざるを得ません。

## 県司法書士会の事業として

県司法書士会として実施できる事業は限られています。しかし、県下の多重債務者の実態は、県民各層が自らできる多重債務防止策を強力に押し進めること、あわせて幅広いネットワークを組んで共同の努力を尽くすことを求めています。当会が、平成6年から県下の自己破産者の実態を調査し報告してきたのも、こうした趣旨からです。沖縄県司法書士会は、本年度は次の事業を実施します。詳細は会事務局（867-4532）にお問い合わせ下さい。

### 1、会員の「破産や調停等」の実務の拡大と充実に動めます。

破産手続きや調停手続きをする債務者は、「借金問題の解決に乗り出した債務者」という事ができます。支払督促等への対応も含め、会員の法的救済業務の拡大が法律実務家職能としての責務です。

### 2、司法書士県民法律相談センターの充実、市町村への相談員派遣を引き続き推進します。

市町村からの相談員派遣の要請に積極的に応えます。

### 3、全県下で多重債務解決をめざす「講演会と相談会」を実施します。

10月31日（日）午後2時～5時

那覇市=NTT会館 中部=北谷商工会館 北部=21世紀森体育館

11月 7日（日）午後2時～5時

平良市=平良市立図書館 石垣市=平得公民館

### 4、高校卒業予定者（専門学校、大学含む）を対象とした講演会、講話会の実施を呼びかけています。

高校卒業生を対象にした啓発リーフレットを準備しています。会員講師の派遣は無料です。地域や職場等からの講師要請も歓迎です。

## 調査報告

### 平成11年 沖縄の自己破産

=平成11年前半期における

新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成11年9月

沖縄県司法書士会

#### 調査方法等

- ① 本年1月1日から6月30日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計363件）を対象にした調査結果である。
- ② 同件数は、6月末現在の県下の地方裁判所（支部会）新規受付破産申立者767件の47%（約半分）に当たる調査である。当会の調査件数としても、これまでの最多件数である。
- ③ 調査に協力した会員は全県に及んでいるので、ほぼ全県的な傾向を掌握できる調査となっている。
- ④ 会員に、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めた。

#### 報告方法

調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。対照してご覧下さい。

## 調査結果の特徴

### 1、年齢別（第1表、第3表）

- ① 引続き、破産者申立者は全ての世代に渡っており、30～40代の社会の中堅層が全体の50%を越えている。

※ 特に、50代男性の増加は、企業の倒産や失業等の増加の反映と考えられる。破産手続に至る前に離職経験を持つ者が127名（35%。表15参照）にもなることは注視される。

- ② 若年層での増加傾向も顕著になっており、特に20代での増加傾向は引続き重視する必要がある。

※ 若年者については、特に消費者教育の問題も検討すべく本年度の調査では20歳代だけの調査グラフも作成した。末尾で、その特徴について分析するが、無人契約機の急速な普及や悪徳商法の横行等、若年者をターゲットとした業者の宣伝広告や営業攻勢が功を奏していることが分かる。

- ④ なお、平成6年調査からの年代別推移は下記のとおり

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%

## 2、男女別（第2表、第3表）

- ① 従来どおり、女性が圧倒的に多い。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘できる。男性と比べ、20代と30代の多さが目立つ。

- ② 男性の割合が増加しつつあることが注目される。

※ 各種相談では、男性の割合は4割を越えてきている。

- ③ なお、平成6年調査からの男女別推移は下記のとおり

	男	女	
平成6年	30%	70%	〔参考資料〕 平成11年の相談者男女比 沖縄クレサラ被害を なくす会の調査 男性 216名(41%) 女性 308名(59%)
平成7年	34%	66%	
平成8年	24%	76%	
平成9年	30%	70%	
平成10年	37%	63%	
平成11年	36%	64%	

## 3、地域別（第4表）

- ① 破産者が全県各地に急速に広がっていることがますます明らかになっている。特に、調査では沖縄市と石垣市の増加が顕著である。

※ 全県下への広がり、業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等による業者の営業の拡大の影響が大きいと考えられる。

※ 去年の調査では那覇市と浦添市で59%を占めていたが、本年は48%と半数を割っている。他の地域での増加が著しい事と同時に調停手続きの増加との関係も指摘できると思われる。

- ② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘でき

るので、1月から6月までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数（会の独自調査）の前年との比較表を参考資料として掲示した。

- ※ 石垣支部の3倍、名護支部の2倍強が注目される。石垣は去年1年間の件数（12件）を前半で上回り、名護も去年年間件数（76件）の85%にもなっている。

#### 4、破産申立前後の職業（第6表）

① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かる。勤労者が圧倒的である。（約50%）

② 去年の調査と比較して自営業者が減少した。貸し洩り対策特別保証貸付制度の利用等で、本年前半の自営業者の倒産が減少している事を反映していると思われる。しかし、中小零細営業の相談は相次いでおり、商工ローン問題や運転資金をサラ金利用している事が指摘できる。自営業者では債務弁済調停制度の活用が広がっている。

※ 本年40名（11%）、平成10年49名（17%）9年25名（11%）

③ また、無職・主婦層が増加している。パート・アルバイトと合わせると26%となり、約4名に1名が安定収入のない者である。

※ 無職・主婦の割合（破産前） 本年20%（去年14%）

※ 県民の経済生活が厳しくなっている反映であると同時に、業者の返済能力を軽視した過剰融資が拡大している事が指摘できる。

④ 公務員の破産手続きも2名でている。（去年はゼロ）何れも退職している。公務員では連帯保証や遊興費での破綻が目立つ。

⑤ 破産申立時点での職業では、会社員等や自営業者が激減し、無職者が圧倒的に増えている。高利の返済に追われて職場を失い、営業を閉めざるを得ない状態に陥ったことが分かる。

## 5、破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（第5～8表）

- ① 破産前の職業で無職・主婦やパート層に多く、家族の収入を含めても低所得層が多いことが明らかである。返済能力を無視した業者の融資が行われていることを示している。
- ② 不況の影響が社会的弱者に集中することを反映し、社会的経済的な弱者に借金苦が大きいことが分かる。特に、生活保護所帯、母子（父子）家庭、病人を抱えた所帯に経済的破綻が広がっている。
- ③ 主な特徴は次のとおりである。

イ 破産時の平均収入は、15万円以下が87%を占め、所得の低下傾向が徐々に進行している。 (第5表)

※ 平成9年は83% 平成10年は85%。

ロ 生活保護所帯も増加している。31名（8・5%） (第6表附属)

※ 平成9年は19名（8・5%）、10年は17名（5・7%）

ハ 単身家庭と母子家庭が、131名と著しく増加し全体の36%を占めている。特に、母子家庭が20%にもなっている。 (第7表)

※ 平成9年は68名（30%）、10年は98名（33%）

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の78%であり、持家所帯が2割を越えていることが注目される。 (第8表)

※ 平成9年は182名（82%）、10年は243名（82%）

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が43%もあり、本人や家族の病気が借金の切っ掛けや増加につがっている。 (第6表附属)

※ 平成9年は本人53名（24%）、家族47名（21%） 計100名

平成10年は本人87名（30%）、家族49名（17%） 計136名

平成11年は本人85名（23%）、家族71名（20%） 計156名

6、どこから、いくらを借りているか。(第10表～13表)

- ① 平均で9、8社からの借入であるが、多いのは6社から15社までの借入である。この層で75%を占める。(第10表)

※ 平均借入件数は去年(11、5)から若干減少した。10社までの借入者が増加している(去年53%、今年66%)。

- ② 借入先のトップはやはりサラ金(消費者金融業者)であり、破産者の97%が利用している。サラ金の平均利用件数は6社強で、平均借入額は240万円となっている。(第11表)

※ 平均金利が30%と仮定しても、月6万円余の利息となる。

- ③ 銀行利用者(銀行系カード含)が約40%で変化なしだが、クレジットの利用者は去年の31%から49%へと増加が激しい。(第11表)

- ④ 日掛業者の利用者は若干減少したが、未だ17%(去年18%)もいて、その平均負債額も230万円(去年269万円)。(第11表)

- ⑤ 破産時の平均負債額は741万円と増加(去年702万円)したが3百万円から4百万で破綻しているケースが多い。(48%) (第13表)

- ⑤ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は下記のとおり

破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成7年調査	平均12社から718万円の債務
平成8年調査	平均14社から730万円の債務
平成9年調査	平均12社から787万円の債務
平成10年調査	平均12社から702万円の債務
平成11年調査	平均10社から741万円の債務

## 7、借金の目的（第14表）

- ① 借金の目的は、やはり生活費補填が主であり、複数回答で引続き93%台となりトップである。これまでの調査で最高値である。
- ② 事業資金も1.5%に及んでいる。破産前の自営業者が1.1%しかいないのに同数値を示すのは、家族や親戚縁者が事業資金等の借入れを手伝っていることを示している。
- ③ 保証人や名義貸しも、引続き重要である。去年の2.2%から2.6%へと増加している。カード利用の手軽さと関連して「名義貸し」が実務上多く見受けられる。
- ④ 消費財の購入は減少した。（去年の2.4%から1.6%に）クレジット利用の増加と反する傾向であるが、クレジットカードでのキャッシングの利用が増えているものと思われる。遊興費は僅かだけ増加。
- ⑤ 住宅ローン関連の破産が2.6名（7%）となっている。去年の1.5名（6%）、9年の1.9名（7%）と比率に差はないが、所帯数が増えている。事前に任意で売却した方を含めるともっと多いと推察される。
- ⑥ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり

	生活費	保証人等	事業費	遊興費
平成6年	47%	18%	32%	10%
平成7年	71%	25%	28%	9%
平成8年	81%	49%	22%	15%
平成9年	86%	38%	28%	3%
平成10年	82%	22%	26%	3%
平成10年	93%	26%	15%	4%

## 8、借金の期間（第16表）

① 借金の期間は、5年以上が70%と増加しており最初の借金をしてから破産するまでの期間が伸びている（去年は67%）。同様に、10年以内の破産者は去年の78%から68%へと減少している。

※ 相対的に50代の破産者が増加していることの影響と思われる。

② 一方、借りてから3年以内の破産者も去年比で減少したが10%を占めている。（去年は19%）

③ 負債総額200万円以下の者が14%（去年9、5%）と考えあわせると、病気や失業等が原因で借金生活に陥り、早い時期に破産手続を求める債務者も増えている一方、長期にわたり必死に返済を続けている債務者がかなり多いことを示している。

## 9、取立状況と生活の変化（第17、18表）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を失って失業したり、離婚等で家庭生活は崩壊している。

① 自宅や職場への取立てが厳しく、約43%の債務者が家族への取立てにもあっている。明らかに不法取立である。

② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が54件（15%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されている事がわかる。

③ 取立てが原因で退職した者が破産者の10%で、減少はしているが大きな問題である。（平成9年は21%、同10年は39%）

④ 破産手続中に業者から裁判を起こされている債務者が76名（21%）にもなっている。給与差押等の強制執行を受けた者も5%に。

⑤ 破産間近での離職経験者に離職理由を調査したところ、127名中倒産が43名（34%）、解雇が14名（11%）となり、不況による倒産やリストラが影響を及ぼしていることが分かる。

- ⑤ 債務者の家族等にも借金苦がひろがり、破産者の家族で破産や調停手続をした者も33%にも及び増加している。(去年27%)
- ⑥ 参考資料(新聞報道から)

県警の発表によると、平成10年の県内での自殺者350名中、借金苦が原因と見られる者が49名に。過去最多である。

(借金苦原因の自殺者)

平成9年 36名    平成8年 23名    平成7年 33名

#### 10、20歳代の破産者の特徴

去年、本年と2年続いて破産者のなかで20歳代の占める割合が20%になった事を危惧し、本年は特に20代の破産者(73名)について別途調査分析を試みた。

- ① 男女比では女性が多いのは全体とほぼ同傾向である。(第20表)
- ② 借入件数は、圧倒的に6件から10件以内だが平均値は10件と多くなっている。過剰融資が明らかである。(第21表)
- ③ 借入先もサラ金業者が96%と最多である。しかし、クレジットの利用者が56%と全体の49%より7%も高い。(第22表)
- ④ 負債総額は300万円以内で56%。負債額平均も全体と比べて約66%の486万円である。(第23表)
- ⑤ 借金の期間は、5年以内が52%と全体の29%と大きな開きがある。収入の低さもあり比較的短期間に破綻に陥っている。(第24表)
- ⑥ 借金の理由では、消費財の購入が30%と全体(16%)と比較して高い。また、保証人や名義貸しも32%と全体(26%)より高くなっている。(第25表)

⑦ 参考「サラ金からの初回借入年代」 平成11年1～6月相談から  
 沖縄クレサラ被害をなくす会調査

	10代	20代	30代	40代	50代	60上	計
男	12	103	58	30	11	2	216
女	17	141	74	52	21	3	308
計	29	244	132	82	32	5	524
%	5%	46%	25%	15%	6%	1%	

⑧ 参考「借入から相談来所までの期間（年代別）」

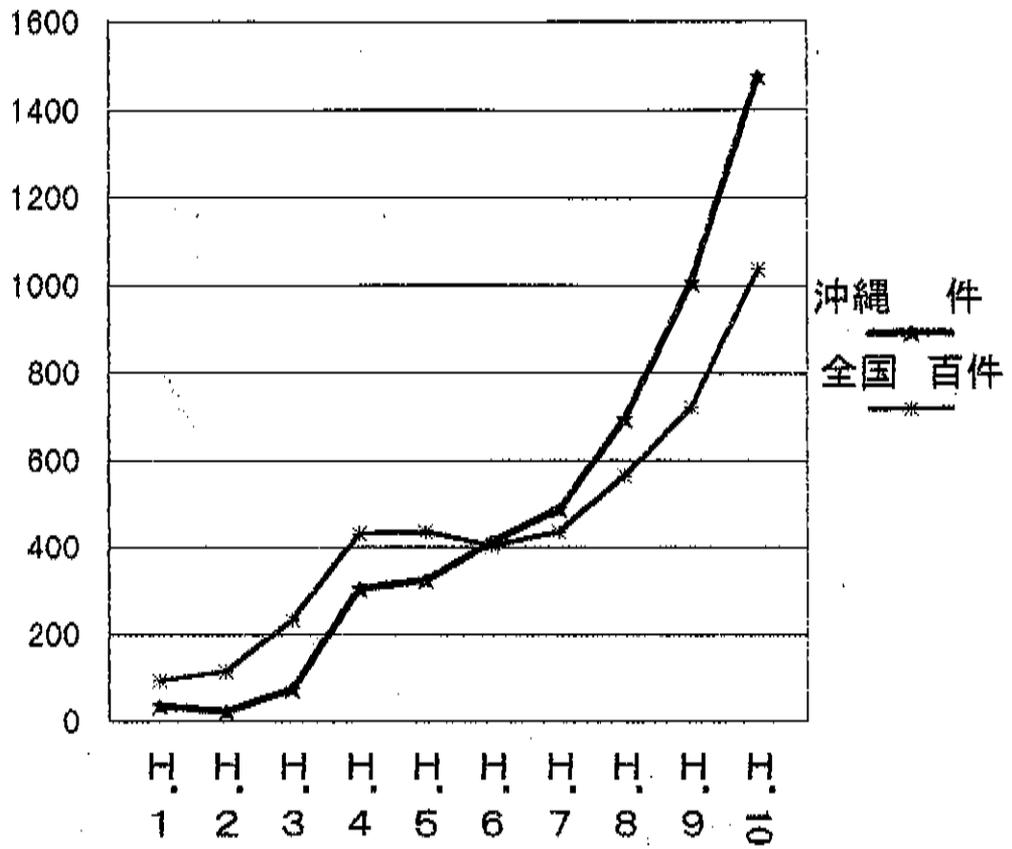
(単位 年)

平成11年1月～9月の相談から

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	平均
男	1	4、9	7、4	7、6	12、2	9、1	7、5年
女		4、7	7、4	8、3	9、8	10、5	7、5年
平均		4、8	7、4	8、0	10、9	10、5	7、5年

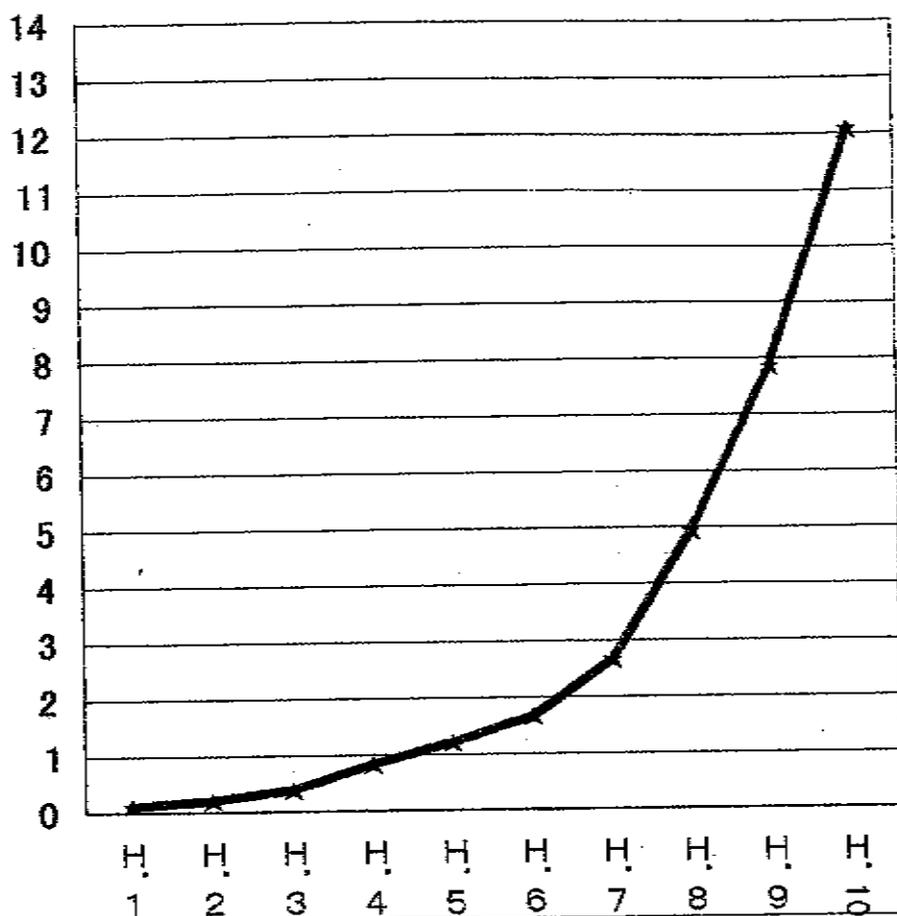
調査人数 463名 (男202名、女261名)

# 自己破産申立件数



	沖繩	前年比	全国	前年比
H. 1	35	112%	9433	98%
H. 2	23	65%	11480	122%
H. 3	72	313%	23491	204%
H. 4	303	420%	43144	183%
H. 5	322	106%	43545	101%
H. 6	411	127%	40385	92%
H. 7	486	118%	43414	107%
H. 8	693	143%	56494	130%
H. 9	1007	145%	72199	128%
H. 10	1458	145%	103803	144%

# 貸金業関係調停事件



	沖縄	前年比	全国	前年比
H. 1	112		11828	
H. 2	208	186%	16649	141%
H. 3	389	187%	26270	158%
H. 4	829	213%	41027	156%
H. 5	1200	145%	47296	115%
H. 6	1669	139%	49524	105%
H. 7	2672	160%	52399	106%
H. 8	4922	184%	89464	171%
H. 9	7847	159%	115102	129%
H. 10	12070	154%	160332	139%

表1

### 年代別

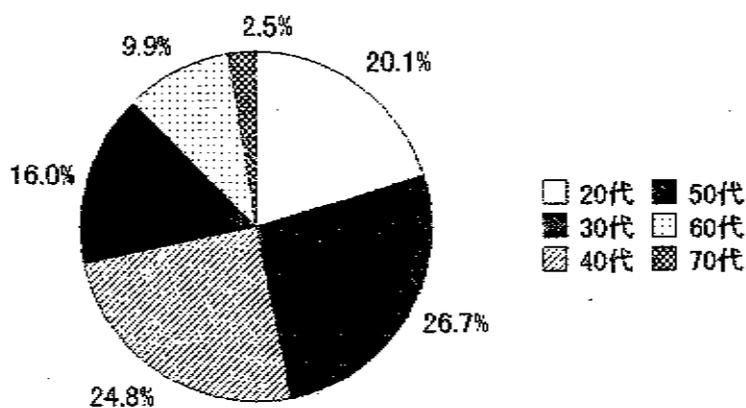
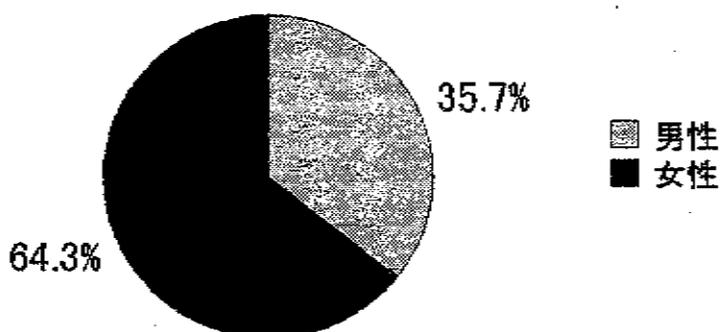


表2

### 性別割合

男性128名 女性231名



	計	男性	女性
20代	73	25	48
30代	97	32	65
40代	90	34	56
50代	58	24	34
60代	36	12	24
70代	9	3	6

表3

### 男女年代別

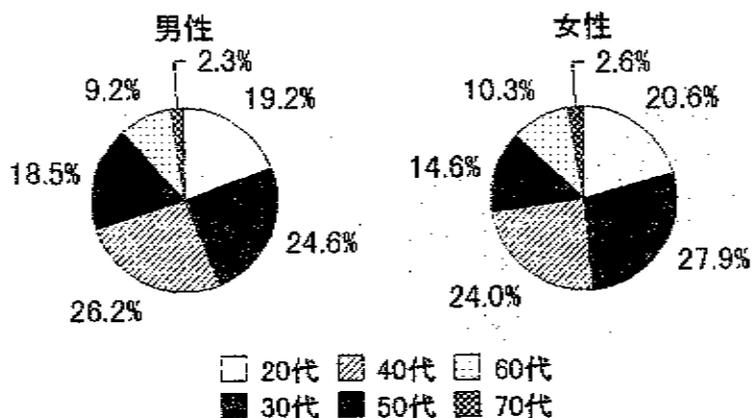
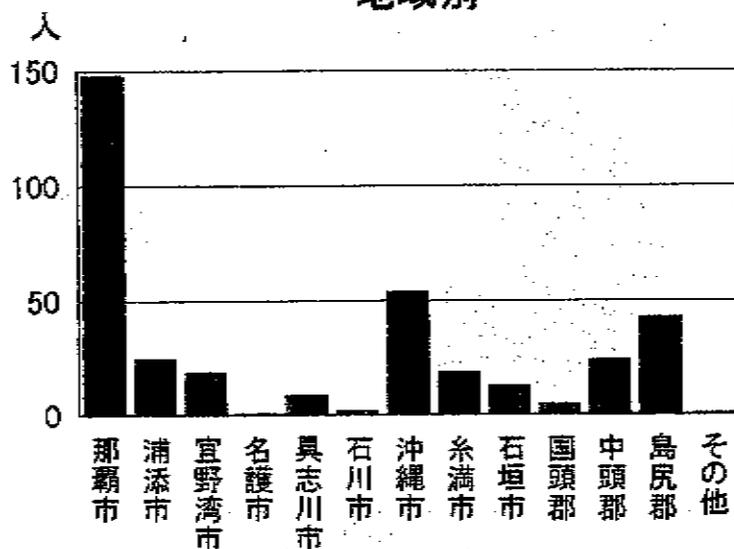


表4

### 地域別



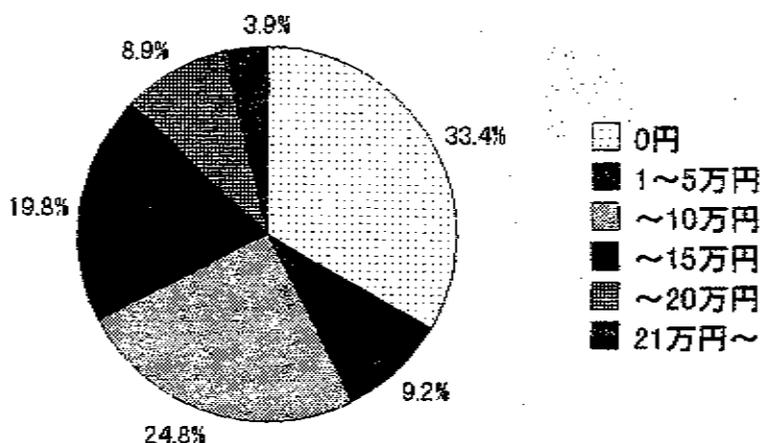
【参考】

那覇市 148名 (40.8%)	糸満市 19名 (5.2%)
浦添市 25名 (6.9%)	石垣市 13名 (3.6%)
宜野湾市 19名 (5.2%)	国頭郡 5名 (1.4%)
名護市 1名 (0.3%)	中頭郡 24名 (6.6%)
具志川市 9名 (2.5%)	島尻郡 43名 (11.8%)
石川市 2名 (0.6%)	その他 1名 (0.3%)
沖縄市 54名 (14.9%)	

地裁	本年前半	去年前半	増加率
那覇地裁	438名	386名	113%
沖縄支部	250名	196名	128%
名護支部	65名	27名	241%
平良支部	1名	1名	100%
石垣支部	13名	4名	325%

表5

## 破産時の収入



月平均収入

7.6万円

家族月平均収(本人含)

約18万円

## 破産前後の職業

表6

	破産前	破産時
会社員(事務・営業・他)	179名(49.3%)	129名(35.5%)
公務員	2名(0.6%)	0
自営業	40名(11.0%)	15名(4.1%)
パート・バイト	23名(6.3%)	27名(7.4%)
水商売勤務	24名(6.6%)	17名(4.7%)
無職・主婦	73名(20.1%)	160名(44.1%)
その他	22名(5.6%)	15名(4.2%)

## 公的扶助

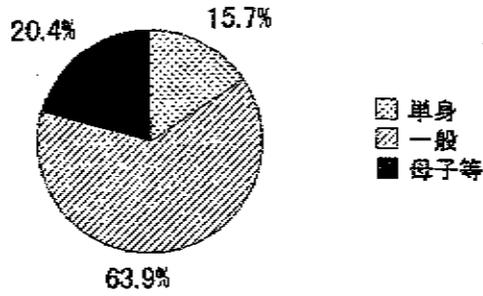
生活保護	31名(8.5%)
児童扶養手当	42名(11.6%)

## 病人所帯

本人病気	85名(23.4%)
家族病気	71名(19.6%)

表7

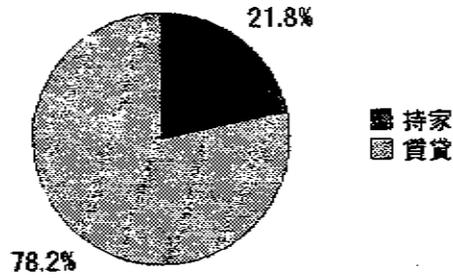
家族状況



単身者	57名
一般	232名
母子家庭	74名

表8

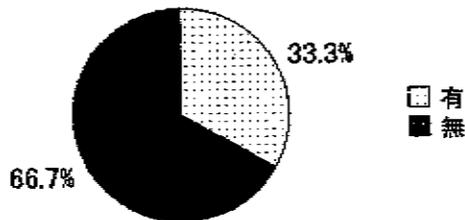
住居



持家	79名
賃貸	284名

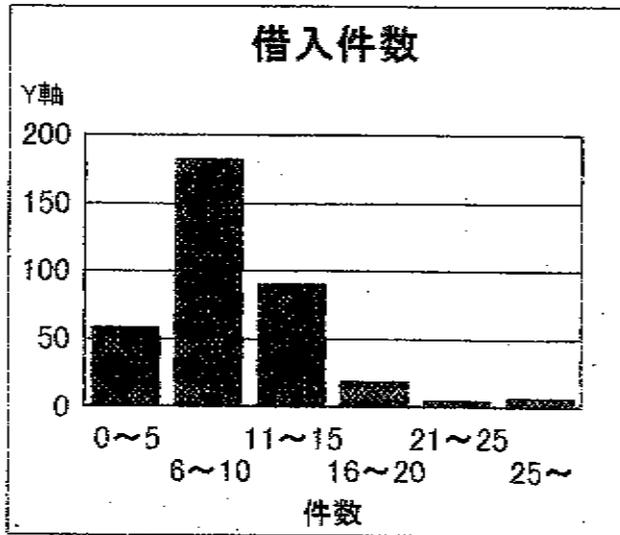
表9

家族の破産調停



有	121名
無	242名

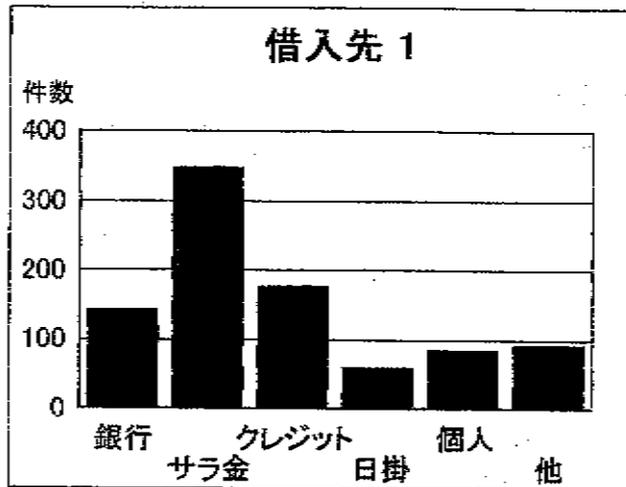
表10



1~5件	59	16.3%
6~10件	182	50.1%
11~15件	91	25.1%
16~20件	19	5.2%
21~25件	5	1.4%
25~件	7	1.9%

平均 9.8件

表11



銀行	147	40.5%
サラ金	353	97.2%
クレジット	178	49.0%
日掛	60	16.5%
個人	88	24.2%
その他	93	25.6%

/363名

借入先 2 [平均値]

銀行	2.2件
サラ金	6.1件
クレジット	2.2件
日掛	4.4件
個人	2.6件
他	2.0件

借入先各業者総数

借入人数

[平均値]

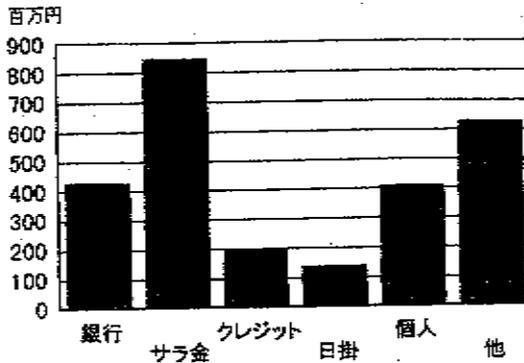
銀行	290万円
サラ金	240万円
クレジット	110万円
日掛	230万円
個人	471万円
他	677万円

業者別借入総額

借入人数

表12

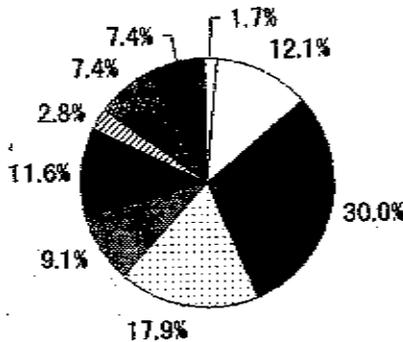
各借入総金額



銀行	426,050 (千円)
サラ金	847,010
クレジット	198,500
日掛	138,200
個人	408,850
他	629,230
	2,845,840

表13

負債総額

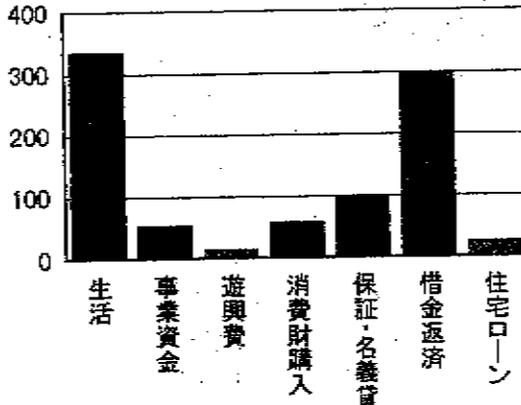


100万以下	6名
200万以下	44名
300万以下	109名
400万以下	65名
500万以下	33名
800万以下	42名
1000万以下	10名
2000万以下	27名
2001万以上	27名

表14

人数

借金の理由



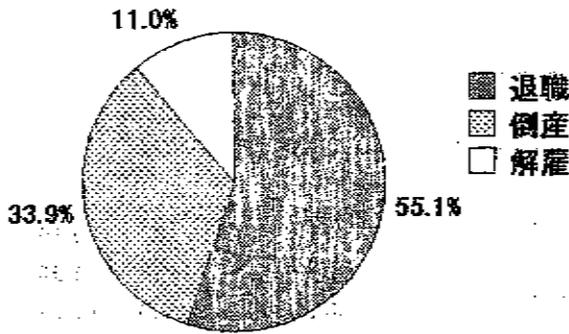
平均  
741万円

借金の理由	人数	割合 (%)
生活	339	93.4%
事業資金	56	15.4%
遊興費	16	4.4%
消費財購入	59	16.3%
保証・名義貸	99	26.4%
借金返済	299	82.4%
住宅ローン	26	7.1%

複数回答

### 離職の理由

表15



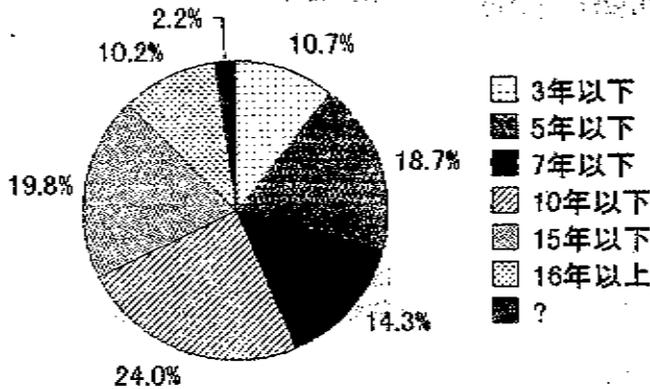
### 転職理由

退職	70
倒産	43
解雇	14

名

表16

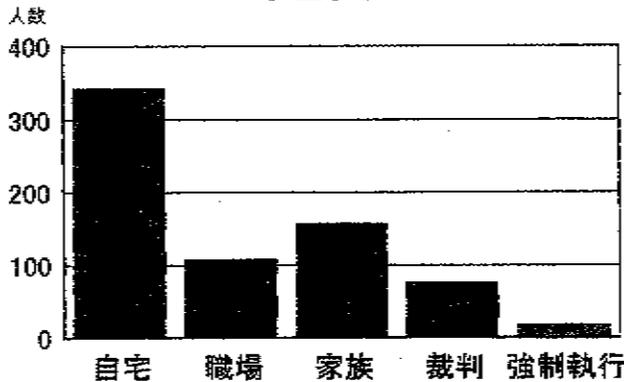
### 借入期間



3年以下	39	名
5年以下	68	名
7年以下	52	名
10年以下	87	名
15年以下	72	名
16年以上	37	名
?	8	名

表17

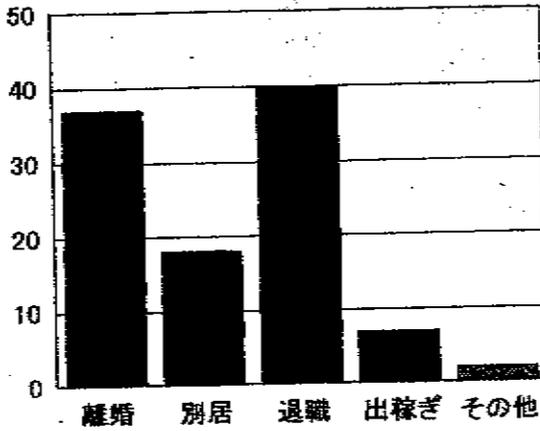
### 取立状況



自宅	342	94.2%
職場	108	29.7%
家族	157	43.3%
裁判	76	20.9%
強制執行	18	4.9%
複数回答		

表18

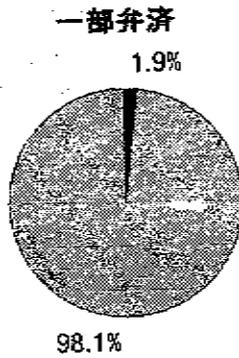
生活への変化



離婚	37	10.1%
別居	18	4.9%
退職	40	11.1%
出稼ぎ	7	1.9%
その他	2	0.5%

複数回答

表19



一部弁済 有	7 名
一部弁済 無	355 名

# 参 考 资 料

1. 参 考 文 献

## 参 考 文 献

1. 参 考 文 献
2. 参 考 文 献
3. 参 考 文 献
4. 参 考 文 献
5. 参 考 文 献
6. 参 考 文 献
7. 参 考 文 献
8. 参 考 文 献
9. 参 考 文 献
10. 参 考 文 献
11. 参 考 文 献
12. 参 考 文 献
13. 参 考 文 献
14. 参 考 文 献
15. 参 考 文 献
16. 参 考 文 献
17. 参 考 文 献
18. 参 考 文 献
19. 参 考 文 献
20. 参 考 文 献
21. 参 考 文 献
22. 参 考 文 献
23. 参 考 文 献
24. 参 考 文 献
25. 参 考 文 献
26. 参 考 文 献
27. 参 考 文 献
28. 参 考 文 献
29. 参 考 文 献
30. 参 考 文 献
31. 参 考 文 献
32. 参 考 文 献
33. 参 考 文 献
34. 参 考 文 献
35. 参 考 文 献
36. 参 考 文 献
37. 参 考 文 献
38. 参 考 文 献
39. 参 考 文 献
40. 参 考 文 献
41. 参 考 文 献
42. 参 考 文 献
43. 参 考 文 献
44. 参 考 文 献
45. 参 考 文 献
46. 参 考 文 献
47. 参 考 文 献
48. 参 考 文 献
49. 参 考 文 献
50. 参 考 文 献
51. 参 考 文 献
52. 参 考 文 献
53. 参 考 文 献
54. 参 考 文 献
55. 参 考 文 献
56. 参 考 文 献
57. 参 考 文 献
58. 参 考 文 献
59. 参 考 文 献
60. 参 考 文 献
61. 参 考 文 献
62. 参 考 文 献
63. 参 考 文 献
64. 参 考 文 献
65. 参 考 文 献
66. 参 考 文 献
67. 参 考 文 献
68. 参 考 文 献
69. 参 考 文 献
70. 参 考 文 献
71. 参 考 文 献
72. 参 考 文 献
73. 参 考 文 献
74. 参 考 文 献
75. 参 考 文 献
76. 参 考 文 献
77. 参 考 文 献
78. 参 考 文 献
79. 参 考 文 献
80. 参 考 文 献
81. 参 考 文 献
82. 参 考 文 献
83. 参 考 文 献
84. 参 考 文 献
85. 参 考 文 献
86. 参 考 文 献
87. 参 考 文 献
88. 参 考 文 献
89. 参 考 文 献
90. 参 考 文 献
91. 参 考 文 献
92. 参 考 文 献
93. 参 考 文 献
94. 参 考 文 献
95. 参 考 文 献
96. 参 考 文 献
97. 参 考 文 献
98. 参 考 文 献
99. 参 考 文 献
100. 参 考 文 献

## 資料

### 平成10年「司法統計年報」から

平成11年9月発行

「司法統計年報」は、最高裁判所が毎年の司法統計資料を編集して財団法人「法曹会」が発行しているものです。本年9月、平成10年の司法統計が発行されました。これに基づき、各都道府県別の多重債務者の状況を見てみます。同数字は、裁判所が関与した多重債務者の実態であり、未だ裁判所に駆け込んでない債務者は数倍若しくは数十倍におよぶと思われます。

#### 資料の見方

- ① 人口は、平成11年版「日本の統計」（総務庁統計局編）による平成9年人口推計。単位は千人。
- ② 破産件数は、平成10年新規受付の自然人の自己破産件数。
- ③ 調停件数は、平成10年新規受付の貸金業関係の調停件数。
- ④ 支払督促は、平成10年新規受付の件数。総件数のうち97%は貸金・立替金等の請求事件です。
- ⑤ 「破産・調停・督促の人数」は、司法統計をもとにして下記のように推計して数値をだしました。
  - 破産人数は、破産1件を1債務者と計算した。
  - 調停人数は、調停6件を1債務者と計算した。（平成8年の調停申立者の実態調査による。1債務者5、6件の調停）
  - 支払督促は、督促1、5件を1債務者と計算した。（実務の経験からの推計です）

平成10年司法統計 (人口は11年日本の統計から)

県名	人口 (千人)	自己破産 (自然人)			貸金業関係調停		
		件数	1万人比	順位	件数	1万人比	順位
北海道	5702	6904	12.1	6	15876	27.8	4
青森	1480	1432	9.6	14	3637	24.5	6
岩手	1418	880	6.2	34	2327	16.4	14
宮城	2348	1999	8.5	17	4433	18.8	12
秋田	1206	983	8.1	22	1334	11.0	26
山形	1255	794	6.3	33	1793	14.2	18
茨城	2983	1488	4.9	46	1222	4.1	46
栃木	2001	1069	5.3	40	1241	6.2	40
福島	2137	1539	7.2	23	2774	12.9	20
埼玉	6852	4698	6.8	29	786	1.1	47
千葉	5852	4144	7.0	24	2753	4.7	44
東京	11808	10230	8.6	16	10550	8.9	33
神奈川	8325	5829	7.0	26	3838	4.6	45
新潟	2494	1471	5.9	37	1738	6.9	36
富山	1126	584	5.1	44	1116	9.9	28
石川	1184	699	5.9	36	1393	11.7	23
福井	829	442	5.3	41	1309	15.7	15
山梨	889	502	5.6	38	984	11.0	25
長野	2213	1030	4.6	47	2102	9.5	31
群馬	2018	1035	5.1	45	1578	7.8	35
岐阜	2111	1344	6.3	32	1353	6.4	38
静岡	3760	2645	7.0	25	4327	11.5	24
愛知	6932	3754	5.4	39	6469	9.3	32
三重	1855	974	5.2	42	1799	9.7	30
滋賀	1311	685	5.2	43	724	5.5	41
京都	2631	2229	8.4	19	2730	10.3	27
大阪	8802	8902	10.1	13	11187	12.7	22
兵庫	5433	3562	6.5	31	2621	4.8	43
奈良	1444	1005	6.9	27	913	6.3	39
和歌山	1078	888	8.2	21	729	6.7	37

県名	人口	自己破産（自然人）			貸金業関係調停		
		件数	1万人比	順位	件数	1万人比	順位
鳥取	614	576	9.3	15	1478	24.0	7
島根	768	529	6.8	28	1119	14.5	17
岡山	1956	1664	8.5	18	1905	9.7	29
広島	2883	2939	10.1	12	3959	13.7	19
山口	1547	1745	11.2	10	4273	27.6	5
徳島	831	515	6.2	35	428	5.1	42
香川	1028	703	6.8	30	1321	12.8	21
愛媛	1504	1256	8.3	20	5685	37.8	2
高知	814	991	12.1	5	1210	14.8	16
福岡	4970	6236	12.5	4	15030	30.2	3
佐賀	885	1070	12.0	7	769	8.6	34
長崎	1536	1642	10.6	11	3296	21.4	9
熊本	1863	2961	15.8	2	3594	19.2	11
大分	1229	1788	14.5	3	2736	22.2	8
宮崎	1177	1871	15.9	1	2525	21.4	10
鹿児島	1792	2119	11.8	8	3298	18.4	13
沖縄	1291	1458	11.2	9	12070	93.4	1
全国	126166	103803	8.2		160332	12.7	

1位	宮崎	38位	山梨	1位	沖縄	38位	岐阜
2位	熊本	39位	愛知	2位	愛媛	39位	奈良
3位	大分	40位	栃木	3位	福岡	40位	栃木
4位	福岡	41位	福井	4位	北海道	41位	滋賀
5位	高知	42位	三重	5位	山口	42位	徳島
6位	北海道	43位	滋賀	6位	青森	43位	兵庫
7位	佐賀	44位	富山	7位	鳥取	44位	千葉
8位	鹿児島	45位	群馬	8位	大分	45位	神奈川
9位	沖縄	46位	茨城	9位	長崎	46位	茨城
10位	山口	47位	長野	10位	宮崎	47位	埼玉

県名	人口 (千人)	支払督促			破産・調停・督促の人数		
		件数	1万人比	順位	人数	1万人比	順位
北海道	5702	33220	58、2	11	31697	55、59	9
青森	1480	6045	40、8	23	6068	41、0	21
岩手	1418	3408	24、0	44	3540	24、9	43
宮城	2348	8332	35、4	34	8626	36、7	22
秋田	1206	4329	35、9	33	4091	33、9	30
山形	1255	3184	25、3	43	3216	25、6	41
茨城	2983	12170	40、8	24	9805	32、8	33
栃木	2001	5482	27、4	42	4931	24、6	44
福島	2137	8208	38、4	31	7473	34、9	27
埼玉	6852	25003	36、4	32	21498	31、3	34
千葉	5852	24125	41、2	21	20686	35、3	26
東京	11808	62265	52、7	16	53498	45、3	16
神奈川	8325	33569	40、3	25	28848	34、6	29
新潟	2494	5270	21、1	46	5274	21、1	46
富山	1126	2355	20、9	47	2340	20、7	47
石川	1184	3680	31、0	37	3384	28、5	37
福井	829	1910	23、0	45	1933	23、3	45
山梨	889	2881	32、4	36	2586	29、0	35
長野	2213	6607	29、8	38	5784	26、1	40
群馬	2018	5981	29、6	39	5285	26、1	39
岐阜	2111	6164	29、2	40	5679	26、9	38
静岡	3760	14592	38、8	30	13094	34、8	28
愛知	6932	27231	39、2	29	22986	33、1	32
三重	1855	6117	32、9	35	5352	28、8	36
滋賀	1311	5416	41、3	20	4416	33、6	31
京都	2631	14750	56、0	13	12517	47、5	15
大阪	8802	63867	72、5	5	53345	60、6	5
兵庫	5433	34046	62、6	10	26696	49、1	13
奈良	1444	6110	42、3	19	5230	36、2	24
和歌山	1078	5389	49、9	17	4603	42、7	17

県名	人口 (千人)	支払督促			破産・調停・督促の人数		
		件数	1万人比	順位	人数	1万人比	順位
鳥取	614	3249	52、9	15	2988	48、6	14
島根	768	3067	39、9	27	2761	35、9	25
岡山	1956	9374	47、9	18	8231	42、0	18
広島	2883	15916	55、2	14	14209	49、2	12
山口	1547	8825	57、0	12	8340	53、9	11
徳島	831	2278	27、4	41	2105	25、3	42
香川	1028	4232	41、1	22	3744	36、4	23
愛媛	1504	5976	39、7	28	6188	41、1	20
高知	814	3279	40、2	26	3379	41、5	19
福岡	4970	45495	91、5	1	39071	78、6	2
佐賀	885	5554	62、7	9	4901	55、3	10
長崎	1536	10597	68、9	7	9256	60、2	6
熊本	1863	14090	75、6	4	10625	57、0	8
大分	1229	8674	70、5	6	8027	65、3	4
宮崎	1177	9837	83、5	2	8850	75、1	3
鹿児島	1792	12175	67、9	8	10786	60、1	7
沖縄	1291	10318	79、9	3	10348	80、1	1
全国	126166	614642	48、7		543969人	43、1	
		1位 福岡	38位 長野	1位 沖縄	38位 群馬		
		2位 宮崎	39位 群馬	2位 福岡	39位 岐阜		
		3位 沖縄	40位 岐阜	3位 宮崎	40位 長野		
		4位 熊本	41位 徳島	4位 大分	41位 山形		
		5位 大阪	42位 栃木	5位 大阪	42位 徳島		
		6位 大分	43位 山形	6位 長崎	43位 岩手		
		7位 長崎	44位 岩手	7位 鹿児島	44位 栃木		
		8位 鹿児島	45位 福井	8位 熊本	45位 福井		
		9位 佐賀	46位 新潟	9位 北海道	46位 新潟		
		10位 兵庫	47位 富山	10位 佐賀	47位 富山		

## 参考 大手消費者金融の営業拡大

平成11年 5月作成

県内の本土サラ金大手7社の営業店舗数推移です。

会社名	9年1月	10年1月	11年5月	増加率	
三洋信販	10店舗	14	14	140%	(その他業者) 日立信販 (10) ディック (6)
武富士	10店舗	11	19	190%	三和ファイ (4) 日本プラム (3)
アコム	14店舗	18	22	157%	ナイス (3) パブリック (4)
レイク	8店舗	10	14	175%	シンコウ (2) リッチ (3)
プロミス	14店舗	20	22	157%	ユニマット (2) シンキ (2)
アイフル	9店舗	10	13	144%	AGファイ (2) ディエルエム (2)
アイク	8店舗	9	9	112%	シンコウ (2) 欄ライフ (1)
合計	73店舗	92	113	154%	タイヘイ オリエント信販 近代商事 エルアンドエム ニッシン

その他 店舗のある本土業者約54店舗。総計167店舗

(H10年は 本土業者約45店舗。総計150店舗)

無人機の推移

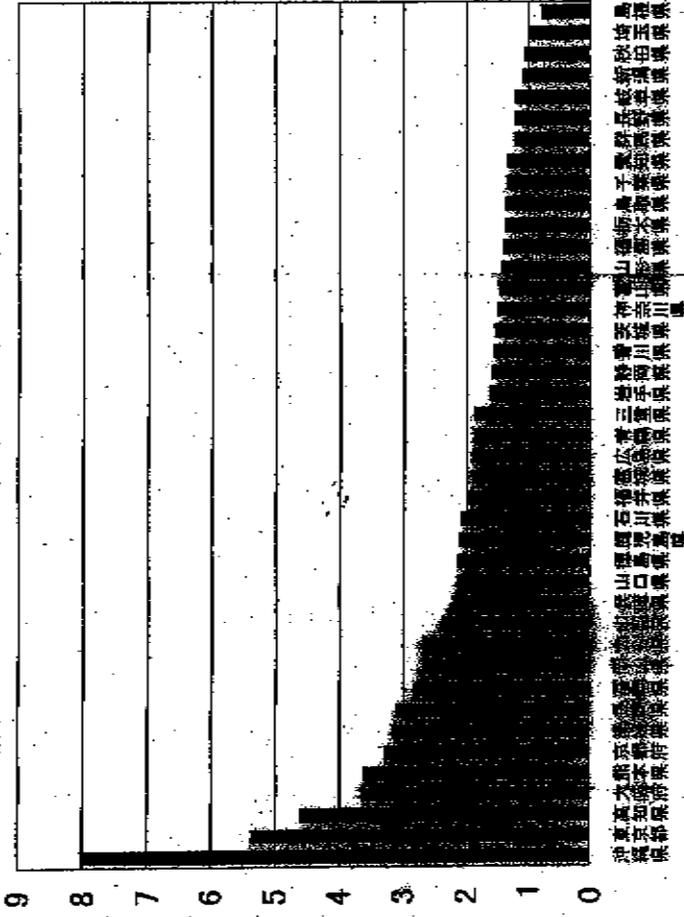
会社名	8年	9年	10年	11年	「愛」称
	3月	9月	9月	5月	
三洋信販	3台	10	14	13	ポケットバンク
武富士	3台	11	17	19⑩	芋むすび
アコム	8台	17	21	22⑦	むじんくん
レイク		8	10	14②	ひとりででき太
プロミス	3台	18	21	22⑩	いらっしゃんましん
アイフル	5台	10	12	13	お自動さん
リッチ		3	3	3	まかしと機
日立信販	2台	6	6	10	ひタックくん
アイク				1	エーシーエム
ライフ		1	3	3	ラク太郎
DML		2	(2	1	おてガール
シンキ		3	(3	(3	マネー機ねこ
三和ファイ		2	(2	(2	
合計	24台	91	114	123	3年で5.12%増

注意

○内は無入機械のみの店舗数

資料  
N新  
T聞  
T広  
告  
・  
確  
認

# 1万人あたりの資金業者数



島根県 石川県 福井県 新潟県 富山県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 徳島県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

人口	10万人あたりの業者数	1万人あたりの業者数			
1 沖繩県	1,287,923	1,035	1	沖縄県	0.04
2 東京都	11,542,468	18,656	2	東京都	0.38
3 高知県	625,995	2,787	3	高知県	4.00
4 大分県	6,992,991	2,984	4	大分県	3.65
5 熊本県	1,865,373	1,676	5	熊本県	3.61
6 宮崎県	2,551,081	3,034	6	宮崎県	3.20
7 鹿児島県	1,573,371	3,177	7	鹿児島県	3.18
8 愛媛県	1,680,220	3,609	8	愛媛県	3.12
9 香川県	1,168,870	3,33	9	香川県	2.80
10 岡山県	1,960,866	3,703	10	岡山県	2.70
11 大分県	1,241,654	3,708	11	大分県	2.70
12 山梨県	657,394	4,281	12	山梨県	2.54
13 長野県	5,422,448	4,995	13	長野県	2.18
14 岐阜県	1,559,418	4,892	14	岐阜県	2.13
15 静岡県	857,570	4,764	15	静岡県	2.13
16 愛知県	1,784,851	4,726	16	愛知県	2.12
17 石川県	1,171,266	4,784	17	石川県	2.09
18 福井県	668,407	4,978	18	福井県	2.01
19 滋賀県	2,517,992	5,417	19	滋賀県	1.91
20 京都府	2,370,871	5,276	20	京都府	1.89
21 兵庫県	1,588,702	5,283	21	兵庫県	1.89
22 奈良県	1,845,889	5,840	22	奈良県	1.87
23 和歌山県	1,420,118	5,115	23	和歌山県	1.64
24 徳島県	3,728,239	3,268	24	徳島県	1.50
25 香川県	1,032,871	4,461	25	香川県	1.56
26 岡山県	2,265,889	4,516	26	岡山県	1.53
27 広島県	3,172,301	4,482	27	広島県	1.50
28 山口県	1,128,641	4,971	28	山口県	1.48
29 山形県	1,456,566	4,999	29	山形県	1.43
30 秋田県	2,137,840	7,150	30	秋田県	1.40
31 宮城県	1,892,365	7,288	31	宮城県	1.37
32 福島県	618,338	84	32	福島県	1.36
33 青森県	678,383	7,473	33	青森県	1.35
34 岩手県	6,770,293	7,693	34	岩手県	1.33
35 秋田県	2,696,829	8,168	35	秋田県	1.22
36 山形県	2,486,077	8,266	36	山形県	1.21
37 福島県	2,689,252	6,940	37	福島県	1.20
38 茨城県	2,488,417	2,237	38	茨城県	1.08
39 栃木県	1,422,078	3,473	39	栃木県	1.06
40 群馬県	6,718,468	10,887	40	群馬県	0.86
41 埼玉県	7,157,001	12,666	41	埼玉県	0.78
42 千葉県	3,881,939			千葉県	
43 東京都	7,283,341			東京都	
44 神奈川県	4,885,201			神奈川県	
45 静岡県	1,884,879			静岡県	
46 愛知県	5,084,942			愛知県	
47 岐阜県	1,088,682			岐阜県	
合計	124,314,373	4813.1	75,963	合計	2.08

## 資料 法律等の規定

### 1、金利に関する規制

#### (1) 利息制限法

1条 金銭消費貸借契約は、その利息が次の金額を越えるときは超過部分につき無効とする。

元本が10万円未満 年2割

元本が10万円以上百万円未満 年1割8分

元本が百万円以上 年1割5分

#### (2) 出資法

5条2項 金銭の貸付を業として行う者が、年40、004%を越える利息の契約をしまたは受領したときは3年以下の懲役

#### (3) 貸金業規制法

43条 債務者が利息として任意に支払った額が、利息制限法の利息を越える場合でも、次の場合は「有効な債務の弁済とみなす」と規定している。

- ① 貸付契約の都度、遅滞なく、大蔵省令で定める契約内容を明らかにした書面を交付する。
- ② 弁済を受けたときは、直ちに大蔵省令で定める内容を記載した書面を交付する。

#### (4) 出資法特例

8 日賦貸金業者は、年利109、5%以上が懲役対象となる

9 要件 ①小規模自営業者対象

②返済期間100日以上

③100分の70以上を自ら訪問して集金

10 日賦貸金業者は、前記以外の方法での業務禁止

## 2、貸金業規制法（概略）

- 13条（過剰貸付禁止）顧客又は保証人になろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を越えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。
- 16条（誇大広告禁止）広告をするときは、貸付の利率その他貸付の条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく有利であると人を誤認させるような表示を禁止。
- 17条（書面の交付義務）契約にあたり遅滞なく省令による条項を記載した書面を交付する義務。保証人にも交付する義務がある。
- 18条（受取証書の交付義務）弁済を受けたときは、その都度、直ちに、省令による条項を記載した書面を交付する義務がある。
- 21条（取立行為の規制）債権の取立をするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。（罰則 6か月以下の懲役等）
- 2項 取立にあたり相手方から請求があったら氏名等を名乗る義務。

## 3、大蔵省ガイドライン

第3分冊 平成10年6月8日 大蔵省銀行局

### 三 貸金関係

#### 三-二

貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次のよう取り扱うものとする。

#### 三-二-一 過剰貸付けの防止

法第13条（過剰貸付け等の禁止）の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

#### (1) 過剰貸付けの判断基準

貸金業者が貸付けを行うに当たって、当該貸付けが資金需要者の返済能力を超えると認められるか否かは、当該資金需要者の収入、保有資産、家族構成、生活実態等及び金利など当該貸付けの条件により一該に判断することは困難であるが、窓口における簡易な審査のみによって、無担保、無保証で貸し付ける場合の目処は、当該資金需要者の年収額の10%に相当する金額とすること。

- (2) 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入を勧誘したり、借入意欲をそそるような勧誘をしてはならないこと。
- (3) 無担保、無保証の貸付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと。
- (4) 無担保、無保証の貸付けを行うときは、信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面にすること。

### 三-二-二 取立て行為の規制事例

- (1) 暴力的な態度をとること
- (2) 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること
- (3) 多人数で押し掛けること
- (4) 午後9時から午前8時まで、その他不適當な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること
- (5) 反復継続して電話で連絡し、電報を送達し、訪問すること
- (6) はり紙や落書等、債務者の借入の事実、その他プライバシーを明らかにすること
- (7) 勤務先を訪問し、債務者、保証人を困惑させたり、不利益を被らせること
- (8) 弁護士に委任した旨の通知、又は調停その他の裁判でつづき取った

ことのお知らせを受けた後に正当な事由なく請求すること

- (9) 法律上支払い義務のない者に対し、支払請求したり、必要以上に取立への協力を要求すること

### 三-二-三 取引関係の正常化

上記のほかに、貸金業者の監督に当たっては、資金需要者の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること。
- (2) 契約を締結するに際して、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。
- (3) 契約を締結するに際しては、次に掲げる行為を行ってはならないこと。
- ① 白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
  - ② 白地手形及び白紙小切手を徴求すること。
  - ③ クレジットカードを担保等として徴求すること。
  - ④ 貸付け金額に比し、過大な担保を徴求すること。
  - ⑤ 印鑑、貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。
- (8) 社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような過度の広告をしてはならないこと。
- (9) 貸付けの利率について、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という）に定められた上限利率に関わらず、自らの経営努力により、可能な限り引き下げ、もって資金需要者の負担の軽減を図るよう努めること。



# 社説

## 借りやすさに歯止めを

第十八回全国クレジット・キャッシング事業者交流集が那覇市内のホテルで七八の二日間わたって開催された。ここではクレジット・キャッシング問題対策協議会の結成十周年にあたり、全国キャッシングの総動員として沖縄開催であった。この集いが沖縄で開催されたことの意味は大変だ。多量債権による自己破産者が激増しているからである。特に本県の場合、個人破産が圧倒的に深刻な事態をなしている。沖縄県司法書士会の手ごめでは去年の県内の破産件数は二十五件でこのうち個人破産が十七件を占める。これは十月末現在で昨年の総数を突破、千五百六十二件に達しており、月平均百十六件の破産申し立てがある。

破産が増える背景には長引く不況がある。国民生活センターの調べでは多重債務に陥ったきっかけを一九九一年度と九七年度で比較すると明らかだ。九一年度の最多は「せいでなく品・必需品の購入」が九七年度には「生活費を借つた」に変わった。

この傾向は県内でも起きている。県司法書士会が自己破産を申し立てた人たちへのアンケート調査で借金の目的のトップは九四年、九七年の六月末現在(注)での生活費だが、その比率は九四年が四七・九％、九七年が四七・九％とほぼ同率を維持した。

そして、「生活費」として借りた金を返済できず、さらに借金を繰り返す悪循環で破産者は平均で二・五社から二〇〇二社に借りの多重債務を抱えている。借金地獄に陥ってしまったこれらの人たちは職場への取り立てによる失職や離婚など家庭生活を根底から破壊する苦境に立たされている。さらに沖縄では自己破産の手続きが急増していることも見逃せない。

貸金関係での県内民事裁判所による民事調停が昨年度は過去最高の八千四百七十二件で東京、福岡、大阪、名古屋に次いで全国五位となっている。中には一人が十件の調停を抱えており、安易にサラ金に手を出す実態も垣間見える。

こうした一方では貸付者側の借入の厳格化や返済の厳格化も進められている。全国の貸付業者の調査があり、全国的に貸付業者は「貸入に厳格化された相対的に九三年度で六千件余の借入に達したのに対し、九七年度は九五年よりも減り、九七年度には過去最高の一万四千三百件に上った。同セクターでは「無人契約機普及と時期が重なり」と指摘する。県内ではまた、貸付業者の多くが人口比で全国一位の借りやすさで知られている。沖縄では貸付には約千人が参加、全国運動としてサラ金業者などの資金利、強制取戻、不正取引などの規制を求め、全国的に貸付業者の会を結成し、被害者を救済した賠償法の改正を求め、貸付業者の会を結成した。一方では金融機関による貸付の厳格化が進んでいる。貸付業者の会による貸付の厳格化が進んでいる。貸付業者の会による貸付の厳格化が進んでいる。

## 採用条件に「本土」経験も

文部省、労働省の共同調査で昨年、一時改善の兆しがあった就職戦線が「超水戸黄門」に逆戻りしていることがわかった。全国で就職を希望している求職者全体の七・五％、県全体の数字は六・七％と低い数字だ。県内大学生の就職内定率の低さは受け皿不足もさることながら、地元志向が強いことが一因と見られる。就職内定率の低さは受け皿不足もさることながら、地元志向が強いことが一因と見られる。就職内定率の低さは受け皿不足もさることながら、地元志向が強いことが一因と見られる。

県内の大企業や大手が、地元就職を希望していても、その受け皿は少ない。昨年には就職内定率が停止されており、本土の就職戦線は既に終盤に入っている。その一方で、県内の求職者の多くは企業や公務員の就職を希望している。しかし、本土就職を希望する求職者の多くは、本土就職を希望している。しかし、本土就職を希望する求職者の多くは、本土就職を希望している。

先に挙げた那覇公共職業安定所の調べでも新卒者の採用計画のない事業所のうち、二五％は即戦力として期待できる人材の中途採用を計画していることが分かっている。提案だが、本土の関連業種で一定期間働いた経験を持つ人を対象に採用枠を設けることができないだろうか。同県、本土側による採用の事業所が提供して実現できれば、安心して県外就職に出る学生も増えると思う。そして、就職内定率の低さは受け皿不足もさることながら、地元志向が強いことが一因と見られる。



今藤英弁護士

借金は必ず返済しない、  
借金は必ず返済しない、

### 借金の返済

何が一番大事か。たいてい、よつとつらいつの無理は仕方なく、  
の人は信用もなくなり、まじなげ、最後働けなくなり、無理を  
かかるといふことになる。借金は返済しない、返済しない、

## 無理のし過ぎが問題

### 家族の支えの中に解決策

大に間違ふ。私は無理をし、また自分一人で解決する。問題は、サラ金から内証  
通過なことが大事で、ここが良しと思われている。借りのことで、家族は守  
っている。ただ普通の生活が、悪は家族のあり方。困ったものを責めていか  
ら借金を返すのだから、ちったとて、話し合ひになつてはいない生活に入

利息を払うのが、実は大  
きな問題で、返済計画は三年以  
内である場合、また不動産  
を抵当に入れている場合は、  
返済計画は三年以内で、返済計画は三年以  
内である場合、また不動産  
を抵当に入れている場合は、

中小業者狙う高金利融資  
元従業員が手口を報告  
商品購入持ち掛け勧誘

## 琉球新報

平成10年11月9日(月) 朝刊

## 借金200万円が目安

### 破産か調停かの選択基準

七八の面戸、那覇市内で行われた全国クレ  
ジット、サラ金経営者交流集会では、調停弁護  
士会の今藤英弁護士が「返済不能なサラ金  
借金の返済計画」をテーマに講演した。ほ  
か、参加者が分科会での議論を深めた。講演会と  
主な分科会の要旨は次の通り。

### 分科会から

第四分科会では「債務弁  
済困難手続」について、  
調停にのぞむ債務者支援

と前法曹士(後判)のチー  
マで分科会が開かれた。  
破産か調停かを選択する  
場合、何を基準にするかも  
重要な問題である。調停  
手続では、平川善則司法書  
士は調停の場合、借額のサ  
イ、返済計画、返済計画、

中小業者狙う高金利融資  
元従業員が手口を報告  
商品購入持ち掛け勧誘

## 中小業者狙う高金利融資

元従業員が手口を報告

### 商品購入持ち掛け勧誘

神奈川の星野務司法書士が、電話やファクスで中小企業  
経営者を勧誘し、高金利融資  
で回す手口だ。  
例えは五十万円の融資を  
受け、その「提携している商  
品販売会社で融資の半額分  
の商品を購入するよう」持  
ち掛ける。資金的余裕のない  
経営者は、別会社で  
原価三万から五万の商品を  
二十五万で売りつけられた  
上、融資額五十万円に対す  
る担保も二十万、三十万で  
小切手などで郵送、融資を  
受ける。  
資金業者は、商品販  
売会社と結んで利息を支  
えているが、借入契約と商  
品販売は完全に別ものを装  
っているため、実際は「異  
種高利貸」だ。融資契約そ  
のものは違法金利にならな  
い。だが、借入者が返済す  
るに遅れや電話などで行わ  
ない。業者は常に所在を窺  
り、業者は常に所在を窺  
り、業者は常に所在を窺

全サ 国クレジット・金被害者集会

# 被害者ネットの強化を

## 大会宣言採択し閉幕

「全国で立ちあがる」  
クレ・サラ被害根絶に向け  
てをテーマにした第十八  
回全国クレジット・サラ金  
被害者交流集会(同集会興  
行委員会など主催)は八

日、那覇市内のホテルで  
閉じ、宇都宮健児弁護士と  
宮崎政久弁護士との対談が  
行われたほか、十二分科会  
の報告があった。総括発言  
では、木村達也弁護士が「多  
くを宣言した。集会は、

「被害者の会」「被害者を  
なくす会」を結成しネット  
ワークを強化の被害者救済  
と生活再建を最優先する破  
産法(倒産法)の改正を自  
指し、運動を盛り上げる「

規制を求めることなどを盛  
り込んだ大会宣言を採択し  
、二日間の日程を終了し  
た。  
二日目は「消費者のため  
の破産法改正に向けて」と  
なるが、今後もじっくり地道  
場は大阪。

況に応じた対応を常に求め  
られる。難しい問題ではあ  
るが、今後もじっくり地道  
場は大阪。



消費者金融業者の高金利、過剰融資などの規制を求める宣言を採択、終了したクレ・サラ全国交流集会。那覇市・ロワジュールホテル

琉球新報 (朝刊)

# 県内で多重債務者激増

## 宮里徳男氏 (司法書士) が講演

# 背景に業者の過当競争

激増する多重債務者問題を考える「クレジット・サラ金相談と講演会」(民主商工会宮古支部、県商工団体連合会主催)が二十九日、平良市中央公民館視聴覚室で開かれた。司法書士で沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会の宮里徳男事務局長を講師に、消費者金融の実態などを学んだ。宮里氏は「多重債務者問題は個人の問題というより、貸し金業者をめぐる社会の仕組みの問題」とし、業者の営業に対する規制強化などを提案した。

宮里氏は「県下の多重債務者問題の現状と課題」と題して講演。まず、九四年から九八年まで



激増する消費者金融問題について話す宮里徳男氏＝平良市中央公民館

約四十万人以上が借金関係で裁判所に行き、県内の人口割(百三十万人)にすると、三十二人に一人が多重債務者になる」と現状を紹介。

が多い(二世代の女性が急増)▽都市地区が多いが、全県に広がる傾向がある▽会社員や自営業など不安定な職場が多い▽単身、借住住宅、病気になる社会的弱者が多い▽借金額は平均七百万円▽目

的は生活費が多い▽五年以上取り立てに追われる▽離婚、別居など家庭崩壊を招くことを紹介した。

最後に多重債務者問題の解決策として①緊急生活融資制度や公的機関の低金利融資制度など、暮らしと営業活動を守る施策を制定する②出資法金利の引き下げ、過剰広告、違法取り立ての規制など、消費者金融の営業

このうち、県内の消費者金融の過当競争について「沖縄の貸し金業者数は

は全国と比較しても異常に多い。県内の貸し金業者は現在、千三十業者で二万人当たりの業者数は八・〇四業者、東京の五・三八業者を抑えて全国一。また無人契約機や電話一本でお金が借りられるテレキャッシングが急増している」と警告した。

- ④債務弁済調停や自己破産など、法的措置を促す
- ⑤県や市町村の相談窓口を強化し、学校、職場、地域で消費者教育を行うことを提案した。

# 弁済調停の不調続出

県司法書士会が多重債務者の救済手段として重視している借金の返済に

関する調停(債務弁済調停)件数が激増している。調停の際、それまでの返済額など取り引き内容

を十分に開示しない消費者金融会社が現れているのを受け、同会は大蔵省に対し行政指導を行う

よう申し入れる要望書を今月中にも提出する。不

十分な開示が理由で調停の不調が続出していると、年を集計はまだまとまっていないが、県司法書士

## 多重債務

### 貸金業への行政指導を

#### 県司法書士会 「内容開示が不十分」

るというものの。司法書士会は債務者が生活しながら弁済の責任を果たす上で有効な制度だとしている。しかし契約時

開示しない」として取り引き経緯を明らかにせず、そのため調停の不調が続出する事態になっているという。

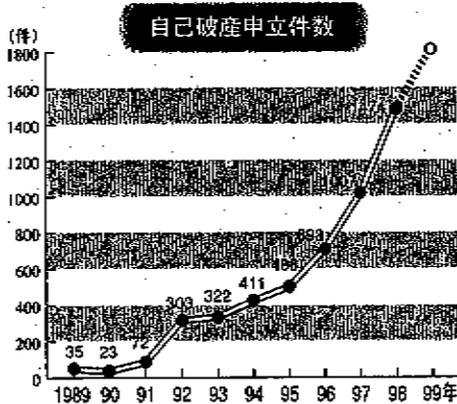
同会のまとめによると、今年上半年の自己破産者数は七百六十七人。昨年の三十五割増で依然右肩上がりの傾向になっている。同会は①都市部

入額、返済状況などがなく、返済できなくなる。同会によると、今年七月ころから、ある消費者金融会社が「三年分しか

同会は強調している。一九九七年の県内の貸金業関係の調停は七千八百四十七件で、九六年の四千九百二十二件同様、前

金は二万三千件余に上るとみている。調停は、返済できなくなるほど借金が増える。利息制限法の利率で借金総額の圧縮を図

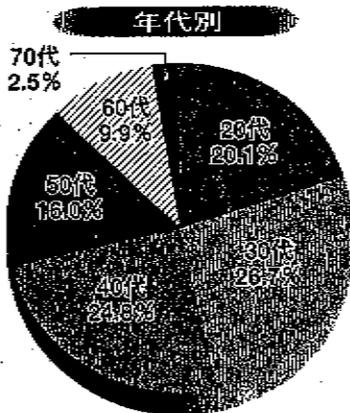
# 今年の県内自己破産者 過去最悪の2000人超か



今年上半期の県内の自己破産者は七百六十七人で、破産者は七百六十七人で、年末の状況次第では千人を超える可能性が出てきた。自己破産者数は過去十年間で四

## 6月末で767人 平均10社から741万円借金

県司法書士会



士一倍になると全国の十倍に倍増する。統計をまとめた県司法書士会(前堂正進会長)は、沖縄の深刻な社会現象となつてい

況に危機感を強めている。会員が扱った自己破産申立者三百六十三人を対象に行つたアンケート調査の結果が二十一日、同会から発表された。

それにすると、県内の自己破産者問題」の一向に歯止めのかからない状

次ページに続く

県内であった自己破産の例

50代女性 (居酒屋経営) と息子2人	50代女性は居酒屋を経営していたが、不況のため売り上げが減少。運営資金に事欠くようになったため、市中金融(日掛け)業者から金を借りた。母を助けようと息子ら3人も消費者金融から金を借りたが、3人に母を支える経済的余裕はなく、母子3人が自己破産。店も足元を見られ、安く買いたたかれた。
50代男性 (会社員) と弟	会社員の50代男性は、弟の建設会社の経営が思わしくないことから、消費者金融から金を借り保証人になった。弟の会社は倒産、取り立て人が勤務先に来るように。会社にいつらなくなったこともあり、会社を辞め退職金を借金返済に充て、自己破産した。借金は返したが、男性は仕事がないため本土へ出稼ぎに出た。弟は行方不明。
20代夫婦 (夫は会社員)	子供ができたため結婚した20代前半の夫婦。もともと女性は体が弱い上に仕事と育児の疲れが重なり、パートを辞めることに。生活費に充てるため消費者金融から金を借りたが、いつか「借金返済のための借金」をしていた。収入の少ない夫も借金をして、夫婦で自己破産した。

自己破産者数は一九八九年の三十五人から九八年は千四百七十四人になるなど四十二倍の伸び。昨年六月末の六百十四人に対し今年七月は六百七十七人。一・二五倍の伸びでこのまま推移すると千八百四十二人となり、年末時の増加を考慮すると三千人を突破すると思われる。

また破産手続の債務弁済調停申立件数は一万三千三百件(九八年推定)に上る。全国の申立件数十一万五千百件(九七年)の一ある。一人で複数の会社から借金の理由(複数回答)は生活費補てんが最も多く九三・四%。「借金返済のため」の借金も八二・四%ある。一人で複数の会社から借りる例は多く、破産時には平均十社から七百四十万円程度の債務があった。全体の二割を占めるなど若年者の増加も見逃がせない。慶尚道副会長は若者自己破産者が増え、債務弁済調停手続きの際、債務者の取り引き経緯の開示要求に応じない貸金業者が増えていると指摘。その結果、調停がうまくいかない例も増えていることから、会独自で業者を指導するよう求める要請書を監督官庁の大蔵省に今月内にも提出する方針だ。

今年上半期の自己破産者の特徴は、昨年に引き継ぎ不況の影響で、働き盛りの三十から五十代が全体の六七・五%を占める。無職や主婦、パート勤務者も多い。収入の少ない社会的弱者が不況とのダブルパンチで破綻(はたん)するケースも目立つ。

借金の理由(複数回答)は生活費補てんが最も多く九三・四%。「借金返済のため」の借金も八二・四%ある。一人で複数の会社から借りる例は多く、破産時には平均十社から七百四十万円程度の債務があった。全体の二割を占めるなど若年者の増加も見逃がせない。慶尚道副会長は若者自己破産者が増え、債務弁済調停手続きの際、債務者の取り引き経緯の開示要求に応じない貸金業者が増えていると指摘。その結果、調停がうまくいかない例も増えていることから、会独自で業者を指導するよう求める要請書を監督官庁の大蔵省に今月内にも提出する方針だ。

発行／沖縄県司法書士会

TEL(098)867-3526

那覇市久茂地2丁目4番18号

発行日／平成11年10月22日